

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

附則第3項中「及び第3項」を削り、「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項第2号イ中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第4項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項後段を削り、附則中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第4条第3項の規定にかかわらず、納期限を過ぎた対象保険料に係る感染症減免申請で、入院等により納期限までに申請することができなかったと認められるものは、条例第12条第2項ただし書の当該期限までに申請することができないと認められる場合に該当するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、令和4年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。